



- 請求人や必要書類について、前ページの「受取人関係⑧受取人が死亡している場合（まとめ）」をご参照ください。
- 代表請求に応じていただけない場合
分割請求のお取扱となりますが、契約時期によって判断が異なりますので、まず契約日を確認下さい（下記参照）。

契約日	権利者	受取割合	解説	約款
①昭和52年7月26日以前の契約	指定受取人の相続人	個別判断（※）	昭和52年7月26日以前の契約については、前述の受取人が先に死亡し、その後に受取人の再指定がなされなかった場合の取扱が定められていないため、個別の判断が必要となります。	-
②昭和52年7月27日以降平成24年4月1日までの契約		法定相続割合	昭和52年7月27日以降かつ平成24年4月1日までの契約については、約款に受取人が死亡し、その後に受取人の再指定がなされていない場合の取扱が定められているため、法定相続割合による分割請求のお取扱となります。	有配当 終身保険 (H11) 普通保険約款 第1条第9項
③平成24年4月2日以降の契約		均等割合	平成24年4月2日以降の契約について、約款に受取人が死亡し、その後に受取人の再指定がなされていない場合の取扱が定められているため、均等割合による分割請求のお取扱になります。	終身保険 (有配当 2012) 給付約款 第3条第3項

※受取割合が個別判断の場合、保険金G／東京支払サービスGへ照会ください。

- 相続人の考え方・戸籍の取寄せ範囲について
「受取人関係④相続人についての考え方」を参照ください。
- 相続人全員による代表請求が困難な場合
分割支払の取扱いとなります。
(保険金G／東京支払サービスGへ照会ください。)